

平成20年度「まちなめぐりナビプロジェクト（まちナビ）」 応募要領

目次

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. プロジェクトの目的 | 7. 応募要件 |
| 2. 実施主体 | 8. 実施地域の選定 |
| 3. 実施期間 | 9. その他応募にあたっての留意事項 |
| 4. 費用に関する国の負担 | 10. 国土交通省担当窓口 |
| 5. 応募のための提出書類 | 11. 計画書様式への記入要領 |
| 6. 応募期間 | |

1. プロジェクトの目的

観光立国の実現に向け、観光客の移動円滑化を図ることが求められています。このため国土交通省としては、地域の創意工夫を活かした取り組みを公募し、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図り、もって先進事例として地域の観光振興を推進することを目的とします。

2. 実施主体（応募主体）

プロジェクトの趣旨に沿って情報提供に関わる事業（以下、本事業）を実施しようとする単一もしくは複数の地方公共団体又は国の行政機関は、本事業の基本構想等を策定するために関係者*からなる協議会を設置して、事業計画書を作成します。（応募の段階で「協議会」が設置されていなくても応募は可能ですが、選定後ただちに実施準備に取り組むことが必要です。）この協議会は、本事業実施にあたっての中心的な役割を果たします。

〔* 関係者とは、市町村、都道府県、地方運輸局企画観光部、地方整備局企画部、地方整備局道路部、有識者、警察、観光協会、観光関係事業者、NPO団体、地元関係者、民間事業者等が候補として挙げられます。〕

3. 実施期間

本事業の実施期間は平成20年度中となります。本事業終了後、同年度内に結果をとりまとめ報告して頂く予定です。

4. 費用に関する国の負担

本事業実施にあたっては国と地方公共団体、民間事業者等が連携して、それぞれ相応の取り組みを行うことを前提とします。本プロジェクトにより国が負担できる費用は、実施準備のための費用、広報周知のための費用、情報提供の取り組みに係る費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用です。観光案内所等の施設整備費については対象となりません。なお、国は1,000万円程度を目途に支援する予定です。

5. 応募のための提出書類

プロジェクトの応募に際しては、協議会が中心となって、以下の①及び②の書類を別紙の様式に従って作成し、「6. 応募期間」内に最寄りの国土交通省担当窓口へ提出してください。

- ①応募申請書……【様式1】
- ②事業計画書……【様式2-1】～【様式2-9】

6. 応募期間

平成20年6月16日（月）から平成20年7月11日（金）までとします。

郵送による場合は、期間内に届くように送付してください。

なお、応募に当たっては、平成20年6月27日（金）までに【案件登録様式】により、案件登録をすることが必要です。

7. 応募要件

応募にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

- 年間を通じて多くの観光客が訪れている、または今後訪れることが見込まれること。
- 平成18、19年度の実施地域と同一地域でないこと。
- NPO等の関係団体や地域住民との連携など、官民一体となった推進体制があること。
- 地域の情報提供の現状と課題を十分に把握した上で、目標が明確化されており、それらに的確に対応した事業の内容であること。
- 道路等を利用した外国人をはじめとする観光客への情報提供の高度化に資するものであること。
- 平成18、19年度に実施した事業の内容（国土交通省ホームページ参照）と比較し、独自性、新規性のあるものであること。
- 複数の情報提供手段が効果的に連携したものであり、地域で用いられている既存の情報提供手段の整理・統合や使い分けを含めて検討されたものであること。
- ICT（情報通信技術）を活用する際は、あくまで既存の技術を原則すること。
（新技術の開発に係る費用は原則として本プロジェクトにおける国の負担の対象外）
- 本事業に関連した地方公共団体、民間事業者等の独自の事業が必ず位置づけられていること。
- 地域の自助努力を基本とするものであること。
- 本事業の的確な効果測定が行われること。

8. 実施地域の選定

（1）選定体制

国土交通省が計画書等の内容をもとに厳正な審査を行った後、学識者等からなる委員会に実施地域の選定について諮り、委員会からの推薦を受けて、選定するか否かを決定します。

（2）選定のポイント

選定は、「7. 応募要件」に加え、以下の視点に着目して行われます。

- 観光地内の多様な担い手・地域間の連携のもと、中期的な目標をもって2泊3日以上滞在を可能とする取り組みを行っている又は行う予定の地域で、観光地間の移動や相互連携を促進する広域的な事業の内容であること。（なお、上記地域において、景

観を楽しむための美しい街道づくりに積極的に取り組んでいる場合はさらに評価する。）

- 地域の観光情報提供手法の全体像が示され、その中における本事業の位置づけが明確であるもの。
- 観光客のニーズや取り組みによる効果の検証結果を、実施過程で事業の内容にフィードバックできるものであること。
- 観光客ニーズ調査等の本事業の実施準備、他の地域づくり活動等、協議会としてすでに地域での活動実績のある体制であること。
- 本事業終了後も取り組みを継続していくための運営体制や予算確保に対する工夫がなされていること。

（3）対象事業

対象事業はプロジェクトの目的に資するものである必要があります。個別事業の例示としては以下のようなものが考えられます。なお、本事業は先進事例とするものであることから、平成18、19年度に実施した事業の内容や取り組みを通じて明らかになった課題等（国土交通省ホームページ参照）を踏まえた上で、更なる高度化を図る必要があります。

- ・交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築
- ・標識や電子媒体等様々なメディアが連携・補完できる情報提供システムの構築
- ・外国人を含めた観光客に対する防災情報ネットワークの整備
- ・観光案内施設による観光客の属性に応じたきめ細かな情報提供
- ・カーナビや情報拠点施設の活用等による、隣接観光地の連携した広域的な情報提供
- ・移動経路や施設情報に対する観光客のニーズをふまえ、随時更新できる情報提供システムの構築

など

9. その他応募にあたっての留意事項

- ・計画書のとりまとめにあたっては、計画書の内容及び記載方法等について各担当窓口で事前相談を受けることができます。事前相談を受ける際には各担当窓口へお問い合わせください。
- ・応募締め切り後に国土交通省担当窓口によるヒアリングを実施します。実施場所や方法等については各担当窓口へお問い合わせください。
- ・原則として事前に道路管理者等の事業関係者と事業実施に係る調整をしてください。
- ・計画対象地域が重複もしくは隣接している場合には、案件登録後に実施内容等に係る調整をお願いすることがあります。
- ・応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページにアクセスすれば、入手することができます。
(http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000002.html)
- ・事業終了後、本プロジェクトの事業評価にご協力をお願いする場合があります。

10. 国土交通省担当窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目

011-709-2311

北海道運輸局企画観光部観光地域振興課 〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 丁目	011-290-2722
東北地方整備局企画部企画課 〒980-8602 仙台市青葉区二日町 9-15	022-225-2171
東北運輸局企画観光部観光地域振興課 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-380-1001
関東地方整備局企画部広域計画課 〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1330
関東運輸局企画観光部観光地域振興課 〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57	045-211-7265
北陸地方整備局企画部広域計画課 〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1	025-370-6687
北陸信越運輸局企画観光部観光地域振興課 〒950-8537 新潟市中央区万代2-2-1	025-244-6118
中部地方整備局企画部広域計画課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1	052-953-8129
中部運輸局企画観光部観光地域振興課 〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1	052-952-8009
近畿地方整備局企画部広域計画課 〒540-8586 大阪府中央区大手前 1-5-44	06-6942-1141
近畿運輸局企画観光部観光地域振興課 〒540-8558 大阪府中央区大手前 4-1-76	06-6949-6411
中国地方整備局企画部広域計画課 〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30	082-511-6132
中国運輸局企画観光部観光地域振興課 〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-8701
四国地方整備局企画部広域計画課 〒760-8554 高松市サンポート 3-33	087-811-8309
四国運輸局企画観光部観光地域振興課 〒760-0068 高松市松島町 1-17-33	087-835-6357
九州地方整備局企画部企画課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-471-6331
九州運輸局企画観光部観光地域振興課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-2920
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 〒900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号	098-866-1908
沖縄総合事務局運輸部企画室 〒900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号	098-866-1812

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。

11. 計画書様式への記入要領

【様式 2-1】への記入方法

(1) 計画策定者等

計画対象地域（以降、「当該地域」と略す。）については都道府県名および市町村名で表記してください。「位置図」については、主要施設・主要道路・鉄道・河川・市街地の分布などが分かるものとし、当該地域の範囲をはっきりと表示するようにしてください。なお、既存の地図を拡大あるいは縮小コピーして貼り込んで構いません。

（2）基本構想

【様式 2-2】への記入方法

【①地域の特性】

- 事業プランの前提となる地域の特性について整理し、記入してください。
- 具体的には、以下の事項に関して、可能な限り様式内に収まるよう、簡潔にとりまとめてください。

（ア）地域の観光の現状と主要な観光資源の整理

【地域の観光の現状】

当該地域の観光の現状及び問題点等を簡潔に整理してください。

【主要な観光資源の状況】

さらに当該地域における主要な観光資源とその特徴を整理してください。

（イ）現状の主要な観光客の特性（観光客層）

現在、国内外のどの地域からどのような観光客層を迎え入れているかについて、整理してください。特に外国人観光客については、国・地域や旅行形態等を明確にしてください。

【様式 2-3】への記入方法

（ウ）主な観光資源および入り込み客数

当該地域における主要な観光資源別の入り込み客数とその特徴を、写真を用いて整理するとともに、必要に応じてそれらの分布図を別途添付してください。（可能な限り様式内に収まるよう、特に重要な観光資源のみを添付するようにしてください。）

【様式 2-4】への記入方法

【② 事業プラン】

- 事業プランでは、当該地域において実施する、本事業全体（国の費用負担対象か否かに関わらず）について記入してください。
- 具体的には、以下の事項を検討し簡潔にとりまとめてください。

（ア）情報提供の現状と課題、地域の情報提供の全体像および本事業の内容

【当該地域における現状の情報提供手法】

現状で、使用されている情報提供手段はどのようなものか、どのような観光客に対して、どのような情報をどのように提供しているのか等がわかるように簡潔にまとめてください。

【当該地域における情報提供に関する課題】

観光客の移動円滑化のために必要な情報提供に関する現状の問題点や課題を簡潔にまとめてください。その際、総花的に記載するのではなく、当該地域の描く情報提供の全体像に直結するような課題を具体的に記載してください。

【当該地域の描く観光情報提供の全体像と本事業の位置づけ】

現状の情報提供に関する課題を踏まえ、当該地域の描く観光情報提供の全体像について記載してください。また、そのうち本事業において達成しようとする内容についても記載してください。

【本事業の内容】

本事業に使用する情報提供手段はどのようなものか、どのような観光客に対して、どのような情報をどのように提供するのか等がわかるように簡潔にまとめてください。

【本事業の内容の独自性・新規性】

18、19年度実施地域の取り組み内容と比べてどこに独自性・新規性があるか、あるいは過去に他の補助制度等で支援を受けた実績があれば、その具体名称及びその取り組み内容との違いについても記載してください。

【観光客にとってのメリット】

本事業を実施することで、観光客にどのようなメリットが生じるのか等を上記で整理した課題に対応させて簡潔にまとめてください。その際、実施する側の立場で記載するのではなく、あくまで現地を訪れた観光客の立場になって記載するよう心掛けてください。

【様式2-5】への記入方法

(イ) 本事業の実施体制・実績等

【本事業の実施体制】

本事業の中で行う主な作業ごとにそれを担う主体を記載してください。中心となって行う主体を明示してください。

【協議会の活動実績】

当該地域において、本事業の準備も含め、これまでに行った活動があれば、簡潔に記載してください。その際、関係した主体についても記載してください。

【2泊3日以上滞在を可能とする取り組みの推進体制】

観光地内の多様な担い手・地域間の連携のもと、中期的な目標をもって2泊3日以上滞在を可能とする取り組みを行っている又は行う予定の地域については、その取り組みの推進体制について記載してください。

【本事業終了後も取り組みを継続していくための運営体制や予算確保への工夫】

本事業終了後も取り組みを継続していくために、運営体制や予算確保に関して検討していることを記載してください。

(ウ) 本事業に係る予算計画

本事業全体に係る費用（次の「(エ) 具体的な事業の実施プロセス」で記載する概算実施費用の合計）、そのうち国土交通省が負担する費用（「4. 費用に関する国の負担」を踏まえ適切な計画としてください。）、さらに、「(エ) 具体的な事業の実施プロセス」で記載する項目ごとの概算実施費用の合計をそれぞれ記載してください。

【様式2-6】への記入方法

(エ) 具体的な事業の実施プロセス

本事業全体に係る観光客の移動円滑化に資するハード・ソフト事業の実施プロセス（いわゆる単独事業も含む。）について、項目ごとに、実施事項、実施時期、概算実施費用、実施主体もしくは実施体制、さらに国の費用負担対象か否か（国の費用負担対象の場合は枠内に○を記入してください。）を記入してください。概算実施費用については、国費以外の費用についても計上してください。

【様式2-7】への記入方法

(オ) 国の負担対象の費用内訳

「(エ) 具体的な事業の実施プロセス」で国の費用負担対象に○をつけた実施事項ごとに国費の

内訳を記載して下さい。基本的には費目別単価に数量（日数、人日等）を乗じて費目計を算出して下さい。

なお、各費目欄に過不足がある場合は適宜追加・削減するか、本様式に準じて別紙に記載して下さい。

【様式 2-8】への記入方法

（カ）本事業の概要図

本事業の全体像がこの一枚で説明できるように、「様式 2-4」でまとめた「情報提供の現状と課題、地域の情報提供の全体像および本事業の内容」の記載内容に加えて、イメージ図や図版等を用いて簡潔に取りまとめてください。

なお、様式（縦横等）は問いませんが、原則一枚にまとめてください。

【様式 2-9】への記入方法

（キ）関連する事業

当該地域において実施する、観光振興に資するハード・ソフト事業（いわゆる単独事業も含む）、民間団体や NPO の事業や調査（研修会の実施、ボランティアとの連携事業等）などについて主要だと思われるものを記入してください。

（3）本事業の成果・効果

○本事業実施によって期待される質的な向上などの成果について、旅行者および観光地側の双方の視点から説明して下さい。

○効果の測定方法についてもあわせて記述して下さい。